

平成19年第6回教育委員会記録

平成19年4月11日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年4月11日(水) 午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理 長者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 担当 部長 小澄 龍太郎
庶務課長 井口 順司 教育委員 田中 哲
教育課長 種村 明頼 推進課長 中村 一郎
学校適正配置 担当課長 徳嵩 淳一 学務課長 渡辺 幸一
社会教育課長 赤井 則夫 科学館長 渡邊 昇
済美教育一 所長 根本 信司 済美教育一 所長 植田 敏郎
済美教育一 所長 坂田 篤 中央図書館長 原 隆寿
事務局長 佐藤 則幸 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第87号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

議案第88号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

(報告事項)

(1) 平成19年度当初の児童生徒数・学級数について(4月7日速報版)

- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (3) 平成19年度認定講師事業及び授業力向上塾について

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第87号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則・・・ 4

議案第88号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程・・・ 6

報告事項

(1) 平成19年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日速報版）・・・ 6

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 9

(3) 平成19年度認定講師事業及び授業力向上塾について・・・・・・・・・・ 9

委員長 では、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

皆様方、新年度のお忙しいところありがとうございます。新年度を迎え、何か言わなきゃいけないんでしょうけど、省略させていただきますが、いろいろ宿題が多いので、よろしく願いしたいなというふうに思います。どうぞよろしくお願ひします。

では、ただ今から、第6回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員は、安本委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が2件、報告が3件となっております。

では、議案の審議に入ります。

日程第1、議案87号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第87号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。添付をしております規則の新旧対照表をご覧くださいと存じます。この規則は教育委員会に置く非常勤職員について、その職や勤務条件等を定めるものでございます。

今般の規則改正は大きく分けて2点ございます。1つは、教育委員会に置く職員を定める別表第一の改正に関するものですが、教育委員会の非常勤職員として新たに補充教員という職を定めるものでございます。この補充教員につきましては、さきに昨年11月9日の教育委員会でご報告いたしました杉並授業力向上塾と認定講師という2つの事業の実施によりまして、認定講師として授業力向上塾で指導に当たったりするベテラン教員が学校を離れる時間が多くあることから、これを補充するために雇用する教員の職を新たに定めるものでございます。

このことにつきましては、これまでも補助教員や嘱託教員といった職で雇用してきておりますが、授業補助しかできなかつたり、教科指導にしか当たれないといったそれぞれの職ごとの制約がございます。今般の補充教員はベテラン教員の補完として授業を行うほか、学級経営を補佐する役割も担わせる必要があることから、新たな職として定めて雇用することとしたものでございます。

なお、あわせて規則第7条のただし書きを改正することといたしておりますが、これは補充教員の報酬について嘱託教員、補助教員などと同様に、教育委員会で別に定めることとしたためでございます。

次に、2点目の改正ですが、非常勤職員の報酬の額を定める別表第二の改正に関するものでございます。新旧対照表の裏面をご覧くださいと存じますが、今回の改正は課外活動指導担当の指導員について、これまで主任と一般の2つに分けていたものを統括、主任、一般の3つに区

分して報酬を定めることとするものでございます。課外活動指導担当の指導員の報酬につきましては、前回3月28日の教育委員会に議案としてお諮りし改正したものでありますが、より多様な人材を雇用できるようにするために、報酬を2区分から3区分に改めるものです。

最後に、施行日でございますが、公布の日からとし、明日4月12日の公布施行を予定しております。

議案の朗読は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ただ今のご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

何かございませんでしょうか。

課外活動の指導の具体的な内容というのはどういったものが予想されるわけですか。

教育改革推進課長 具体的な指導ですけれども、例えば、中学生の課外活動は、運動部ですとか、文化部に分かれるわけですが、1つにはどういう形で指導を行っていくのかというスケジュールづくりですとか、あるいはまた指導の内容を決めていくという専門的な役割から、具体的に中学校の部活動に入って具体的なアドバイスをするですとか、様々あるというふうに聞いてございます。

安本委員 この方たちが中心になって部活動を指導するということですか。

教育改革推進課長 もちろん、中心になって部活動を指導するということもあるんですが、例えばこれから中学校の部活動を指導していただく方、その指導者を発掘していただくですとか、そういう間接的な役割も担っていただく予定でございます。

事務局次長 ちょっと私の方で少し補足させていただきます。

委員長 お願いします。

事務局次長 前年度まで私の方で所管していたものですから。1つは、コーディネーターの役割というのが非常に大きくなるだろうということで、この制度というのを考えています。指導者そのものもいろんな分野になっていきますので、このいわゆる各指導担当になる人たちは、少なくとも自分たちの人脈も含めて多くの人たちを杉並の中に入れ込んでいくと、そういう役割というのをその1つに考えております。あとは、現場に行き行ってやるということも当然ありますし、子どもたちに教えるということも当然出てきますし、それから部活動そのものにサポーター制度で入っている人たちもいますので、その人たちにも対応する。そういったようなことも念頭に入れて、この制度というのを考えております。

委員長 はい、わかりました。

ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 ございませんようでしたら、議案第87号は原案どおり可決して異議ございませんでしよ
うか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第87号は原案どおり可決いたします。
ありがとうございました。

引き続きまして、日程第2、議案第88号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規
程」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第88号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」につ
いてご説明をいたします。添付しております規則の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

この規程につきましては、教育委員会の事務に関わる決裁区分等を定めるという内容でござい
ます。今回の改正は、その事務の決裁区分を定める別表の第一において、地方自治法の改正によ
り、収入役が廃止され会計管理者が設置されたことから、これに伴う規程整備を行うものでござ
います。

施行日でございますが、公布の日からとし、明日4月12日の公布施行を予定しております。

議案の朗読は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

ポストの廃止に伴う所要の規程整備ということで、おわかりになっていると思いますので、特
にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案の第88号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第88号は原案どおり可決いたします。
ありがとうございました。

では、続きまして、日程の第3、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「平成19年度当初の児童生徒数・学級数について(4月7日速報版)」についてのご
説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私から「平成19年度当初の児童生徒数・学級数について」ご報告を申し上げます。

まずは前提でございますけれども、こちらのデータにつきましては、東京都の方に報告をした数字でございます。今年度のクラス編制につきましては、基本的にこのデータが元になって学級編制がされると、そういった位置づけでございます。なお、今後5月1日付けで、再度東京都の方に報告をいたしますけれども、そちらで今年度の基本的な数値が確定するというものでございます。そういったことから、こちらの数字につきましては、今回はまだ数字のご報告ということでございまして、この内容につきましては、今後詳細に検討いたしまして、また対応させていただきたいというふうに考えてございます。

なお、全体的にかいつまんでポイントだけご報告を申し上げますけれども、まず1枚目の1番、小学校普通学級でございますが、1年から6年までの全体の児童数が1万7,319人ということで、前年度比-68人ということでございます。こちらにつきましては、全体では68人の減でございますけれども、新1年生だけで見ますと昨年は2,933人、今年度は2,969人ということで36人ほど新1年生が増えたということでございます。これは昨年度の6年生の数が多かったこと、その6年が卒業したということも一つの理由かと思えます。

なお、1学校当たりの平均学級数は昨年同様の12.9学級。1学級当たりの平均人数につきましては30.3人ということで、前年度比-0.3人ということで、ほぼならば30人学級という感じでございます。

最大規模、最小規模につきましては、昨年同様で記載のとおりでございます。

また、適正規模未満、あるいは超の学校数でございますけれども、こちらは学級数で見たものでございます。適正規模未満の学校数につきましては11校ということで、これは前年度と同じでございます。ただ、児童数だけを見た場合に、いわゆる適正規模では367人から550人ということでございますけれども、クラス数は12学級以上あっても児童数が適正規模に満たない学校というのがこのほかに10校ほどございました。逆に、適正規模（12～18学級）を超える学校数につきましては3校ということで、こちらの浜田山小、四宮小、桃五小でございます。-1校というのは桃四小が1学級減になったということでございます。逆に18学級以下のクラス数は適正規模以下であっても児童数が適正規模を超えるという、そういった学校につきましては2校ほどございまして、桃四小と沓掛小でございます。

また、全学年単学級の学校数につきましては4校ということで、今年から杉八小と新泉小が加わったということでございます。

また、2番目の中学校でございますけれども、まず全体数でございますが6,310名ということ

で、前年度比155人の増ということでございます。クラスは記載のとおりでございます。こちらにつきましては小学校で若干触れましたけれども、1年生が昨年比274名増えたということでございまして、基本的には住基人口に連動している増減ということでございます。1学級当たりの平均学級数、平均人数につきましては記載のとおりで、ほぼ昨年と同程度ということでございます。

最大規模、高井戸中、最小規模、大宮中、こちらにつきましても昨年度と同じということでございます。

次の、適正規模学級数が9～12学級に満たない学校数につきましては11校ということでございます。こちらにつきましては、対前年度比－3校ということでございます。このほかに9学級以上ありましても生徒数が適正規模に満たない学校というのが3校あると、そういった現況にございます。逆に適正規模を超える学校につきましては、こちらは昨年同様2校ということでございまして、井荻中と高井戸中ということでございます。

なお、3番の特別支援学校・特別支援学級でございますが、済美養護学校については記載のとおり数字でございます。

また、特別支援学級、これは従来の心身障害学級でございますけれども、こちらにもほぼ同様でございますが、2番目の言語障害学級は、前年度に高井戸小学校のクラスを1クラス20名ほど増設いたしました関係で23人の増ということでございます。また、その2つ下の情緒障害学級は、前年度比25名ということでございますが、こちらにつきましても前年度に八小が1クラス10名増、また、今年度4月当初に東田中学校に増設をする、そういったことで増要素になっているものでございます。また、南伊豆健康学園については記載のとおりで、ほぼ前年と同様の傾向でございます。

大変簡単でございますが、ご報告は以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

大方については、今までいろいろ想定されていたこともあったと思うんですけど、その範囲で大体収まっていると。

学務課長 はい。特に全体的には住基人口に連動したような傾向であって、個別にはそれぞれの要素から増減になることを承知できていたというような内容でございます。

委員長 ああ、そうですか。

何かございますか。

特にございませんようでしたら、次に移らせていただきます。ありがとうございました。

「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご説明を社会教育スポーツ課長、よろしく申し上げます。

社会教育スポーツ課長 それでは、私の方から「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてご説明申し上げます。

3月分でございますけれども、新規が5件ございまして、共催が3件、後援が2件でございます。

1ページ目をお開き願いたいと存じます。

まず後援が記載のNo. 1、2の2件ございまして、1件目につきましては、「ツァイト・オーケストラ」が実施する「オペラ『リゴレット』」の公演についての後援でございます。2点目でございますが、「杉並区サッカー連盟」主催の「四級審判員資格取得講習会」ございまして、会場等は記載のとおりでございます。

次に、4ページ目をお開き願いたいと思います。

こちらは、共催でございまして3件でございます。3件とも家庭学級でございます。まず1点目につきましては、「子ども文化NPO M. A. T」が行う「ぶちまっとの会」という家庭学級でございます。次に、「サイエンスホッパーズ」という団体で「サイエンスホッパーズフィールドワーク」でございます。それから3点目でございますが、「お産とおっぱい・おしゃべりの会」の「心を育てるベビーマッサージ教室」ございまして、会場等は記載のとおりでございます。

以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

特にございませんか。

ございませんようでしたら、意見の聴取をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

最後に、「平成19年度認定講師事業及び授業力向上塾について」のご説明を済美教育センター総括指導主事からお願いいたします。

済美教育センター総括指導主事 それでは、私の方から認定講師事業及び授業力向上塾に関するご説明をさせていただきたいと思います。先にご審議いただきました議案第87号に関わるものがございますが、昨年11月9日の教育委員会でご説明を申し上げた内容と重複するところもあるかと思いますが、その点につきましてはご了解をいただければというふうに思っております。

まず初めに、認定講師事業についてでございますが、お手元の資料に基づいてご説明を申し上

げます。

目的でございますが、子どもたちの学力や体力の向上、そして健全育成を図るためには教員の資質の向上や力量形成がどうしても必要になってまいります。これまでも各種の研修会やOJT等を通して、教員の資質向上及び力量形成を図ってまいりましたが、より一層の教員の実践力を高めるためには自らの授業に対して、専門的な視点から継続的に指導を受けたり、モデルとなる授業を参観したりするなど、教育の実践場面に基づいた働きかけが必要になってまいります。

本区においても、専門性やそれに関わる高い力量を有する教員が多数おりますけれども、これまではそのようなマンパワーを区内の財産として発揮できるシステムがございませんでした。このことを鑑み、所属校長や他校の校長から推薦を受けた教科・領域、教育課題など、授業力、指導力に優れた教員や嘱託員を認定講師として授業公開を通して模範を示したり、他校の校内研修の講師等で専門的な指導を行ったり、また後にご説明申し上げます授業力向上塾の講師として教員の育成に当たったりさせたいという事業でございます。このことによって、区立学校教員の指導技術や児童・生徒の理解力の向上、もしくはそれを支える教員としての使命感や情熱を育成することを目指しております。

認定期間でございますが、認定は本年度から3カ年といたします。また、認定された講師の一覧は名簿として各学校（園）に配付をするような形を取りたいというふうに思っております。

主な業務内容でございますが、認定講師には2つの種類がございまして、1つ目の通常の認定講師でございますが、年2回以上の公開授業を行います。これは特に各教科等において多くの児童がつまづく領域や内容、例えば、算数の授業でしたら繰り上がりや繰り下がり領域単位について授業公開等を行って、課題解決の例を示すというようなことでございます。

2番目の業務としましては、他校の校内研修会の講師ということでございます。こちらの方は校長の依頼に応じて他校の校内研修会の講師を行います。これまでの全校体制の校内研修会のみならずマンツーマンの指導にも応じるような形で運用したいというふうに考えております。

また、3番、4番につきましては、特別に認定された講師についてでございます。これが先にご説明申し上げました補充教員が必要な講師でございます。こちらの特別に認定された講師につきましては、1、2に加えまして授業力向上塾の講師、また専門教科・領域、教育課題などに関わる巡回相談を行わせたいというふうに思っております。特に巡回相談につきましては、専門性が高い実践化、認定講師はこういうような特性を持っておりますので、この特性を生かして巡回相談を行うというようなものでございます。

次に、対象教科等及び現在の認定予定人数につきましてご説明を申し上げます。

対象教科につきましては、通常の認定講師、補充教員の必要のない認定講師につきましては、

各教科・領域、幼児教育、特別支援教育、食育・キャリア教育等、教育課題全般にわたりまして講師を認定したいというふうに思っております。

補充教員が必要な特別に認定した講師につきましては、小学校は国語科、そして算数科、体育科。それから人数につきましてはそこに記載されておりますとおり、国語が2名、算数3名、体育1名というふうになっております。小中学校としまして、生活指導が2名、特別支援教育が3名、現在認定している数でございます。

最後に、5番目の補充教員についてご説明申し上げます。

特別に認定する講師につきましては、週1日、済美教育センターに出張するため、所属校への授業指導や校長が命ずる校務処理を行う補充教員を配置するという形でございます。こちらは最大16時間から18時間までというような形をお願いをしたいというふうに思っております。

また、認定講師の力量に相当するベテランの教員の補充が必要であるということも、やはり我々の方では課題として考えておるところであります。

続きまして、裏面に移らせていただきます。授業力向上塾についてご説明を申し上げたいと存じます。

こちらですが、目的はここに記載されております、指導主事やセンターの嘱託員、先にご説明申し上げました認定講師等からの定期的な指導・助言などの研修を通年で実施をする。そして、そのことによって児童・生徒への学習指導や生活指導等の技術向上及び区立学校教員としての使命感を高めるという目標、目的となっているところでございます。

研修期間でございますが、1年間、今年度につきましては5月から開始を予定しているところでございます。ただし、1年間を超えて継続受講も可という形になっております。

3番目ですが、主な研修内容でございます。月1回の通塾研修ということで、こちらの方は済美教育センター等において実施をする形になります。受講する教科の重要な指導内容等における教材研究、先にも事例で申し上げましたが、各教科においてつまずきが多そうな部分、多くの子どもたちがつまづくような場面、これを特化して研究をさせる、教材研究を行わせるというような内容でございます。また、問題解決型の学習指導法など、子どもたちの学力向上、体力向上等に関わる内容につきまして研修を行いたいというふうに思っております。

また、2番目としましては、夏季集中研修を2日間予定をしているところでございます。

3番目には授業研究、こちらは塾生に各学期1回ずつ授業研究を行わせたいというふうに思っております。どのような形で受講内容が評価されたかというところを見ていきたいというふうに思っております。

また、4番目としましては、さきにご説明申し上げました認定講師の模範授業を観察をすると

いう、認定講師等でございますが、模範授業の観察も研修内容として含んでおります。

4番目に、開講する教科等、本年度につきましてご説明を申し上げます。

こちらの方は、区の教育ビジョンにおける大きな項目である「学力・体力の向上」、そして教育課題である「特別支援教育」に直接関連した以下の教科等を開講するというので、小学校の国語、小学校の算数、小・中学校の体力向上、これは体育と食育を含みます。また、4番目には小・中学校の特別支援教育という教科・領域等の内容等で開講したいというふうに思っております。

最後でございますが、この塾生の資格要件及び募集数でございますが、教員歴5年以上15年以下の授業力向上に熱意を持つ区立学校教員ということで、やはり自らの向上心を持っている者に対して、これは実施をしていきたいというふうに思っております。

また、各教科等とも3～12名程度の塾生を募集したいというふうに考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

大藏委員 お願いします。

委員長 はい。

大藏委員 向上塾の事務局というのが常設されているんですか。

済美教育センター総括指導主事 事務局という形では常設はされておられません。

大藏委員 そうすると、センターがそれをやると。

済美教育センター総括指導主事 はい。担わせていただきます。

大藏委員 最後の5の受講資格がありますけれども、これを終わった人については、何か特別の肩書きであるとかそういうものがあるんですか。

済美教育センター総括指導主事 肩書きと申しましょうか、こちらの向上塾を修了した者については認定講師の資格を与えるというような形を取りたいというふうに思っております。

大藏委員 教える側に回ってくるわけですね。

済美教育センター総括指導主事 はい。

委員長 ほかにございますか。

大藏委員 希望者が多かったときはどうやるんですか。この3名から12名程度ということですが、やりたいという人がたくさんいたらどうするんですか。

済美教育センター総括指導主事 そういうふうになっていただくことを願っているんですけども、もしも本当に多いようでしたら、やはり私たちは最大限この熱意のある教員というものを受

け入れていきたいと考えております。

大藏委員 できるだけ受け入れていくと。

済美教育センター総括指導主事 はい。現状を鑑みて受け入れていきたいというふうに思っております。

宮坂委員 これは現職の先生がこれを受講するという事は可能なんですか。

済美教育センター総括指導主事 現職の教員でございますでしょうか。

宮坂委員 はい。

済美教育センター総括指導主事 現職の教員です。

宮坂委員 現職を対象にしているんですね。

済美教育センター総括指導主事 はい。5年以上15年以下の現職の教員でございます。

宮坂委員 そうすると、ここで勉強する、塾に行く場合は自分の授業との間の関連は、これは個人で調整して行うということになるわけですね。

済美教育センター総括指導主事 はい。学校体制で組んでいただければというふうに思っておりますが、今のところ月1回、木曜日という形で、原則的には組んでおります。時間的には午後2時半ごろからというふうに考えているところでございます。

委員長 先ほどの大藏委員のご質問ですけれど、入塾して習熟して修了すると認定講師の資格が与えられるということなんですけど、全てがというわけにはいかないんじゃないですか。

済美教育センター総括指導主事 はい。そういうふうには考えております。やはり修了の認定というんでしょうか。向上塾の修了を確実に行えたというようなところはやはり審査をしていかなければならない、評価をしていかなければならないと思っております。

教育長 修了と。

済美教育センター総括指導主事 修了と認定の評価をしていかなければならないと思っております。

委員長 だから、そういう修了でかなりのレベルに達していれば意味がわかりますけど、もともとの入塾の条件がちょっとわからないから、どの程度のものか。それとの関係もあるだろうし、その間の努力もあるだろうし、いろいろ複雑に絡み合っていますよね。

済美教育センター総括指導主事 一概にすべての塾生が一定の認定講師に該当するような力量を形成できるかどうかというところは、やはり評価と審査が必要ではないかなというふうに思っております。

委員長 入塾されるときにどういうふうな、そういう規定というか、ある程度のそういったものをこしらえておかないと、ばらばらの資質の人たちが入っちゃって、あとどういうふうにして

かということになるから、今年は5月からというんだけど、5月までにそういう規定整備というのをちゃんとやっておかないと意味が薄れると思うんですね。それから、向上塾自体のそういう評価というのもいろいろ出てくるだろうし、せっかく作られるんだったらその辺きっちりされた方がよろしいと思うんですね。

済美教育センター総括指導主事 はい、わかりました。

委員長 目的だけ読むとものすごく幅広いから、読み取れない部分が多いということですよ。この目的だけ見ると。

済美教育センター総括指導主事 授業内容等についても年間指導計画も含めて、やはり十分に協議をした上でしっかりと確立をしていきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。
よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程すべて終了しました。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、4月25日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いいたします。

委員長 では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。